

ダイレックスクレジットポイントサービス規約

第1条（本規約の目的）

本規約はダイレックス株式会社（以下「ダイレックス」といいます。）と株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が提携して当社が発行するダイレックスクレジットポイントカード（以下「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第2条（本ポイントサービスの概要）

1. 本ポイントサービスは、会員が本カードを利用して決済したカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じ、当社が「クレジットポイント」（以下「本ポイント」といいます。）を付与する制度です。
2. 本ポイントは当社所定の約定支払額確定後に会員に付与します。
3. 会員が本ポイント以外にラブリエポイント、その他ポイントを付与されている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

第3条（本ポイント付与方法）

1. 当社は、毎月当社所定の日に締め切られた会員の新規カード利用代金の月間合計金額に応じて、ダイレックス以外でのご利用200円（消費税を含む）につき1ポイントを付与するものとします。（ただし、200円未満は切り捨ていたします。）
2. 当社は、会員に対して付与するポイント数等を、当該会員に対して連絡するご利用代金明細書または「インターコムクラブのご利用代金明細照会」により通知するものとします。

第4条（本ポイントの有効期間）

1. 本ポイントの有効期間は各ポイント付与月ごとに管理し、各ポイント付与月から12ヶ月後の末日までとします。
2. 第5条、第6条に定めるところに従って還元がなされなかった場合、前項の有効期間を経過した本ポイントは自動的に消滅するものとし、他の有効期間内のポイントに繰り入れたり、有効期間を延長することはできないものとします。

第5条（還元）

1. 本ポイントの引換は、当社所定の方法による会員の申請にもとづいて実施するものとし、当社は引換を実施することにより還元を実施するものとします。
2. 本ポイントの引換は、500ポイント単位で取り纏めた上で、ダイレックスお買物券500円相当、またはデポジット（カードショッピング値引きシステム）500円相当と交換することにより実施します。

第6条（還元の条件）

前条の還元は次の条件を満たした場合に行われるものとします。

- （1）有効期間内の累計ポイントが引換必要ポイント以上であること。
- （2）当社が還元を行う時点で、会員が本カードの会員資格を有していること。

第7条（ダイレックスお買物券について）

ダイレックスお買物券の有効期間は当該券面に表示するものとし、会員は有効期間内にダイレックス各店にて利用できるものとします。尚利用先については会員への予告なく追加、または変更できるものとします。

第8条（デポジットの有効期間）

デポジットの有効期間は3ヶ月間とし、ご利用代金明細等に表示いたします。

## 第9条（デポジットの利用について）

デポジットの有効期間内にダイレックス各店で利用したカード利用代金からデポジット金額分を差し引いて請求することをもって利用されたものとします。

## 第10条（本ポイント付与の対象外取引）

次の各項に定める代金については、本ポイント付与の対象外とします。

- （1）カードキャッシングの利用代金および手数料。
- （2）分割払い・リボルビング払いの手数料。
- （3）年会費等の費用。
- （4）本カード再発行等に関する手数料。
- （5）本カード以外でのカードショッピングまたは現金によるお支払の場合。
- （6）会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金。
- （7）本カードの利用代金が、第3条第1項に記載の金額に満たない場合。

ご利用金額を上回る場合でも、端数金額は本ポイント付与の対象外となります。

- （8）前各項のほか、当社は特定のカードショッピング利用代金または特定の加盟でのカードショッピング利用代金を本ポイント付与の対象外として定めることができますものとします。

## 第11条（本ポイントの付与条件）

当社が会員に対し本ポイントを付与する時点で、会員が本カードの会員資格を有していることを本ポイントを付与するための条件とします。

## 第12条（公租公課）

本ポイントサービスにより付与された本ポイントについて公租公課が課せられる場合は、会員が公租公課を負担するものとします。

## 第13条（権利の喪失およびサービス停止等）

1. 会員が本カードの会員資格を喪失した場合、理由の如何を問わず、当社は会員に通知することなくポイント付与を停止し、会員は当該事由発生前に付与されたポイントを含め本ポイントサービスの提供を受ける資格を喪失するものとします。
2. 当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員に対し、何らの通知をなくして本ポイントの付与等のサービスを停止することができるものとします。

## 第14条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

## 第15条（本ポイントサービスに関する疑義等）

本ポイントの有効性、ポイント付与数、本ポイント付与資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

## 第16条（返品、キャンセル、利用金額変更等の場合）

本ポイント付与の対象となるカードショッピング利用に、返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算または加算されます。また、お買物券発行後に返品・キャンセル等が発生した場合は、お買物券の回収または割引相当額を請求する場合があります。

## 第17条（変更・中止・終了等）

1. 当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。
2. 前項により会員に生じた損害については、ダイレックス及び当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第18条（ポイントの引き継ぎ）

本カードを再発行等をした場合、再発行前の累積ポイントは原則として引き継ぎするものとします。

## 第19条（適用）

本ポイントサービスの規約に定めない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとします。

## 第20条（準拠法）

本ポイントサービスの内容に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

# ダイレックスポイントサービス規約

## 第1条（本規約の目的）

本規約はダイレックス株式会社（以下「ダイレックス」といいます。）と株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が提携して当社が発行するダイレックスクレジットポイントカード（以下「本カード」といいます。）の利用に応じ、ダイレックスが本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

## 第2条（会員の特典内容）

1. 本ポイントサービスは、会員がダイレックス各店において本カードで決済したカードショッピング代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じ、ダイレックスがダイレックスポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与する制度です。
2. ダイレックスは、会員のダイレックス各店における本カード利用100円（消費税を除く）につき2ポイントを付与するものとし、会員は1ポイント毎に1円をお支払いの一部としてご利用いただけます。本ポイントご利用でのお支払いは、お支払総額が本ポイントご利用額より多い場合に限りご利用できます。
3. 本ポイントのご利用や値引券のご利用等の値引きサービスをご利用の際は値引き後の金額を本ポイント付与の対象といたします。
4. 本ポイントはダイレックス各店でのお買上時のレシートにて確認いただけます。
5. ダイレックス各店でのカードショッピングのご利用が最終利用から12ヶ月間ない場合は会員に対し何らの通知をすることなく累計ポイントは失効となります。
6. 会員が本ポイント以外にラブリエポイント、その他ポイントを付与されている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。
7. 本カードの紛失・盗難その他事由により第三者に使用され、会員に損害が発生してもダイレックス及び当社は一切の責任を負わないものとします。
8. ダイレックスは会員がダイレックスの提供する特典を受けるにあたり不正行為があった場合、何ら通知することなく本ポイントを無効とし本カードの返還を求めることができます。
9. ダイレックスは特典内容について会員にあらかじめ通知することなく変更、中止、終了できるものとします。この場合、会員に既に提供された累計ポイントの失効をともなう場合があります。
10. 本カードを再発行等をした場合、再発行前の累積ポイントは原則として引き継ぎするものとします。

## 第3条（本ポイントの付与条件）

ダイレックスが会員に対し本ポイントを付与する時点で、会員が本カードの会員資格を有していることを本ポイントを付与するための条件とします。

## 第4条（公租公課）

本ポイントサービスにより付与された本ポイントについて公租公課が課せられる場合は、会員が公租公課を負担するものとします。

#### 第5条（権利の喪失およびサービス停止等）

会員が本カードの会員資格を喪失した場合、理由の如何を問わず、ダイレックスは会員に通知することなくポイント付与を停止し、会員は当該事由発生前に付与されたポイントを含め本ポイントサービスの提供を受ける資格を喪失するものとします。

#### 第6条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

#### 第7条（本ポイントサービスに関する疑義等）

本ポイントの有効性、ポイント付与数、本ポイント付与資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、ダイレックスにおいて決定し、会員はその決定に従うものとします。

#### 第8条（返品、キャンセル、利用金額変更等の場合）

本ポイント付与の対象となるカードショッピング利用に、返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算または加算されます。尚、返品の際はレシートとともに本カードを提示するものとします。また、本ポイントを利用した後に返品・キャンセル等が発生した場合は、割引相当額を請求する場合があります。

#### 第9条（変更・中止・終了等）

1. ダイレックスは予告なしに本ポイントサービスの内容を追加、削除、変更、ないし廃止することができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。
2. 前項により会員に生じた損害については、ダイレックス及び当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第10条（準拠法）

本ポイントサービスの内容に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。